

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

那須烏山市の人口は、2000年頃までは33,000人程度を維持していたが、2020年国勢調査における総人口は24,875人であり、前回2015年調査から2,172人減少している。今後2060年には、12,000人まで減少が見込まれている。2020年の人口24,875人中年少人口（15歳未満）が2,369人、生産年齢人口（15歳～64歳）13,175人、老年人口（65歳以上）が9,331人で、高齢化率は37.5%であり、栃木県（29.2%）と比較してもその割合が高い。年少人口は、1985年以降減少傾向が続き、1990年以降には老年人口を下回っている。生産年齢人口も年々減少し、2035年には老年人口を下回ると推計されている。

2020年の国勢調査による産業分類別人口は、第1次、第2次産業が大きく減少している。近年では若者の就業希望が第3次産業へシフトし割合が伸びている。

産業別人口及び特化係数は国と比較すると相対的に農業、製造業、複合サービス業への特化の度合いが強い。産業分類別人口、産業別人口及び特化係数ともに国・県と比較すると依然として第1次、第2次産業の割合が高い状況である。中小企業や零細企業が多く、国内外の景気や産業形態の変化による影響を受けやすく、事業所の経営状況や雇用従業員数などに直接的に影響する傾向にある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入や賃上げを促すことで、事業者の労働生産性を向上し、経営基盤を強化し、持続的な成長を促すことを目指す。

これを実現するための目標として、1年間あたり5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

那須烏山市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画

において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

那須烏山市の産業は、一般国道294号線と主要地方道路宇都宮那須烏山線を主軸に南那須市街地と烏山市街地及び山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、那須烏山市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

那須烏山市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、DX推進による業務効率化、SDGsの推進等、多様である。したがって、本計画においては、幅広い事業を対象とする。

ただし、雇用の創出に繋がらないことから、事業所等に常駐する雇用者がいない事業（売電目的の太陽光発電設備等、償却資産の設置のみ）については本計画の認定対象としない。また、公序良俗に反することから、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業の許可又は届出を要する事業については本計画の認定対象としない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（国が同意した日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

本計画の対象期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 公害等の発生防止の措置がなされ、周辺環境に十分配慮された計画であること。
- ・ 雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組でないこと。
- ・ 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものでないこと。
- ・ 市税等及び使用料その他市の税外収入金の滞納がないこと。
- ・ その他市長が不相当と認める場合は本計画の認定対象としない。